

政令第76号に掲げる施設	トンネルの上または高架の道路の路面に設けるもの	平方メートルにつき1年	Aに0.016を乗じて得た額
	上空に設けるもの		Aに0.02を乗じて得た額
	その他のもの		Aに0.028を乗じて得た額
政令第77号に掲げる施設	建築物		Aに0.016を乗じて得た額
	その他のもの		Aに0.011を乗じて得た額
政令第78号に掲げる施設および自動車	建築物		Aに0.02を乗じて得た額
	その他のもの		Aに0.011を乗じて得た額
政令第79号に掲げる仮設建築物	トンネルの上または高架の道路の路面に設けるもの		Aに0.016を乗じて得た額
	上空に設けるもの		Aに0.02を乗じて得た額
	その他のもの		Aに0.028を乗じて得た額
政令第710号に掲げる器具			Aに0.028を乗じて得た額
政令第711号に掲げる施設	トンネルの上または高架の道路の路面に設けるもの		Aに0.016を乗じて得た額
	上空に設けるもの	Aに0.02を乗じて得た額	
	その他のもの	Aに0.028を乗じて得た額	

に

改める。

附 則

- 1 この条例は、公布の日から施行する。
- 2 改正後の別表の規定は、この条例の施行の日以後の占用に係る占用

料について適用し，同日前の占用に係る占用料については，なお従前の例による。

（提案理由）

自動車専用道路以外の道路に設ける食事施設等で道路の通行者等の利便の増進に資するもの等に係る占用料の額を定め，およびトンネルの上または高架の道路の路面下に設ける事務所等に係る占用料の額を改定し，ならびに道路法施行令の一部改正に伴い規定を整備するため